

新型コロナウイルス感染症 公的相談窓口 の変更について

11月16日から「静岡県発熱等受診相談センター」が開設されました。
発熱した方で受診に困った場合の相談に24時間電話で対応してくれます。

変更内容 (新型コロナウイルス感染症を疑う症状が出た場合の相談窓口)

11月15日まで 「帰国者・接触者相談センター」に相談

↓ 変更

11月16日から 「静岡県発熱等受診相談センター」に相談

以下のいずれかに該当する場合相談してください。

- ☆ 発熱した方で「かかりつけ医」がない場合
 - ※かかりつけ医のある場合は相談センターに連絡する前に、まず「かかりつけ医」に電話で相談してください。
- ☆ 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) の通知を受け取った場合
- ☆ 県外の保健所から、「新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者にあたる」との連携を受け取った場合

「静岡県内の発熱等受診相談センター」※連絡先

(電話) 浜松市<0120-368-567> 静岡市<054-249-2221>

それ以外の市町 <050-5371-0561>

発熱の症状がない方の一般の相談は下記を利用してください。

- 国コールセンター (9:00~21:00) 0120-56-5653
- 県庁専用相談ダイヤル (平日8:30~17:15) 0542-221-8560 または 054-221-3296

相談・受診の目安 (変更なし)

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には相談してください。これらに該当しない場合の相談も可能です。

- ① 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方 (※) で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ※ 基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

大学への連絡について (変更なし)

(1) 以下の場合はアドバイザー教員に報告・連絡・相談してください。

- ① 学生自身が発熱等新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合 (Web Classにも症状を記録する)
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合、またその可能性がある場合

(2) 新型コロナウイルス感染症に関連して「欠席」する場合は以下のとおり「出席停止」とします。

感染が確認された場合	治癒するまで
感染が疑われる症状がある場合	解熱した後2日経過するまで
濃厚接触者の場合	最後の濃厚接触した日から起算して2週間